

平成23年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成23年9月2日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 請願第1号（平成22年） 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願
- 日程第7 議案第45号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第8 議案第46号 瑞穂市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第51号 平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第52号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第53号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第54号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第55号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第56号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第57号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第58号 平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第59号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第60号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第61号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第62号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第63号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第64号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第27 議案第65号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第28 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員(なし)

欠員(1名)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 兼南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
代表監査委員	井上	和子	監査委員 事務局長	松井	章治

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

議長（星川睦枝君） おはようございます。

ただいまから平成23年第 3 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議席の一部変更

議長（星川睦枝君） 日程第 1、議席の一部変更を行います。

今回、所属会派の異動に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。お手元に配付の「議席指定表（案）」のとおり変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指定したとおり、議席の一部を変更します。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前 9 時25分

再開 午前 9 時26分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（星川睦枝君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号 5 番 森治久君と 6 番 棚橋敏明君を指名します。

日程第 3 会期の決定

議長（星川睦枝君） 日程第 3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月27日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月27日までの26日間に決定しました。

#### 日程第4 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第4、諸般の報告を行います。

3件報告します。

議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

まず1件目は、お手元に配付しましたとおり、8月23日、地区公民館補助金増額に関する請願が提出され、受理しましたので、報告いたします。この請願については、後日議題にしたいと思えます。

2件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成23年6月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して3件目ですが、地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助の監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、6月22日に財団法人瑞穂市施設管理公社を対象に実施されました。

監査の結果、財団法人瑞穂市施設管理公社に対する出捐金に係る出納その他の事務はおおむね適正に処理されているものと認められたが、次の点について御検討願いたい。

1. 正規職員について、平成20年度に正規職員を採用するための予算計上がされていたので、その後の状況について確認したところ、公益法人制度改革に伴い、財団法人瑞穂市施設管理公社そのものに先行き不透明な部分があるので正規の職員は採用していないとのことであった。しかし、現在の受託事務量からすると、正規職員を採用して事務局組織の充実を図る必要があると思われる。

2. 事務所について、寄付行為第3条にて「公社の事務所は、瑞穂市宮田300番地1に置く」と規定されているが、これは瑞穂市菓南公民館の所在地である。同第13条第1項では「公社に事務局を置く」とし、事務局組織規程第2条で「瑞穂市役所内に事務所を置く」と定められている。寄付行為の住所が誤っているので訂正されたい。

3. 経費について、受託に伴い、財団法人瑞穂市施設管理公社が支出を要する経費なのか施設管理上必要で公費負担すべきものなのか混同されているところが見受けられたので、区別をつけて経費の適切な執行をされたい。

今後、計画的な事業運営については、公益財団法人の申請手続中であり不安定なところではあるが、効率的で経済的な運営に努めていただきたい。また、所管課にあっては、財団法人瑞穂市施設管理公社が一日も早く安定した運営ができるよう、みずほ公共サービス株式会社、社団法人瑞穂市シルバー人材センターとの関係も踏まえて、公益法人制度改革に伴う今後の方向性を早急に打ち出していきたいとの報告でございました。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告しました3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第5 行政報告

議長（星川睦枝君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

平成23年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告します。

平成23年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月17日に開催され、瑞穂市の議員として出席してきましたので、その状況について報告をいたします。

議事に先立ちまして、平成23年6月28日の任期満了により議長が不在であることから議長選挙があり、岐阜市の渡辺要氏が選出されました。

議事につきましては、専決処分に係る報告が1件、議案は3件であり、概要は次のとおりであります。

報第1号専決処分の報告、平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、東日本大震災による被災者への減免等の対応として、地方自治法第179条第1項の規定により6月23日に専決処分を行ったものであります。

その内容については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ80万を追加し、歳入歳出予算の総額を2,037億4,051万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療災害臨時特例補助金としての国庫支出金を増額するものであります。

歳出の主なものは、一部負担金の免除を行うため、保険給付費を増額するものであります。

議案第7号平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億4,002万7,000円を追加し、2,047億8,053万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、過年度精算分の市町村支出金、平成22年度からの繰越金を増額するものであります。

歳出の主なものは、療養給付費の国・県及び市町村への精算金、後期高齢者交付金の精算金、健康診査の精算金等で、それぞれ増額するものであります。

次に、議案第8号平成22年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計については、歳入総額 2 億 6,763 万 6,000 円、歳出総額が 2 億 2,727 万 9,000 円で、歳入歳出の差引額は 4,035 万 7,000 円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金、平成 21 年度繰越金であります。

歳出の主なものは、広域連合派遣職員の派遣元市町負担金であります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入総額 1,988 億 977 万 6,000 円、歳出総額 1,939 億 9,653 万 2,000 円で、歳入歳出の差引額は 48 億 1,324 万 4,000 円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの負担金、療養給付費負担金等としての国庫及び県支出金、支払基金交付金、基金繰入金、平成 21 年度繰越金であります。

歳出の主なものは、保険給付費、すこやか健診の保健事業費、保険料の還付金や国・県・市町村への精算償還金等の諸支出金、基金積立金であります。

議案第 9 号岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

議員から選任された笠松町の広江正明委員の任期が平成 23 年 6 月 28 日に満了となったことに伴い、引き続き広江氏を選任するため議会の同意を求められたものであります。

以上が、報告、議案であります。議案に対する質疑はなく、採決の結果、すべて可決されました。

なお、詳細については、市民部医療保険課に資料が保管してありますので、ごらんください。

次に、報告第 4 号平成 22 年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、瑞穂市の平成 22 年度決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は発生しておらず、実質公債費比率は 4.2% となりました。よって、ここに監査委員の意見をつけて報告いたします。

次に、報告第 5 号平成 22 年度瑞穂市下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第 6 号は平成 22 年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第 7 号は平成 22 年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告についての 3 会計における報告であります。

これら 3 会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、瑞穂市の平成 22 年度決算に基づき事業の規模を算定した結果、資金不足はありませんでした。よって、ここに監査委員の意見をつけて報告します。

以上、5 件につき報告をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第 6 請願第 1 号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第6、請願第1号（平成22年）住宅リフォーム助成制度創設を求める請願を議題とします。

これについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

広瀬捨男君。

産業建設常任委員長（広瀬捨男君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席ナンバー9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言を求められましたので、ただいまから平成22年第4回瑞穂市議会定例会において産業建設常任委員会に付託されました住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について、会議規則第39条の規定により、その概要及び結果について御報告をいたします。

平成23年第2回定例会において、前産業建設常任委員長からの中間報告の中でありましたとおり、岐阜県や他市の現状や助成制度等を把握し、当市の他の助成制度との調整や財政状況も考慮する必要があるため、継続審査として審査しました。まだ審査結果に至っておりませんので、引き続き新たな産業建設常任委員会において審査をお願いしますとの報告を受け、平成23年6月14日開催の産業建設常任委員会において、新しい委員で検討をいたしました。

補足説明として、執行部から住宅リフォーム助成制度について、県及び県内各市町の実施状況や地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査結果の資料などをもとに詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、仮にこの請願を採択するとなると、自主財源ですべて行わなければならないか、国・県の補助金はないということなのかとの質疑に、ほかの市町も自主財源で行っている。国・県の補助金は現在のところないと答弁がありました。

また、県にも同様な請願が出ているのなら、県がこの助成制度に結論を出すのを待って当市でも考えてはどうかとの質疑に、本来、この請願の目的が市内業者の活性化ということを目的としており、そういった業者が、瑞穂市商工会に加入している約885社のうち204社ぐらいが建築、造園、配管関係の業者である。また、市内の耐震補強工事があまり進んでいない状況なので、一つの起爆剤として、市としてもこういった助成制度とあわせて建物の耐震化の促進を図るのもよい方法ではないかと考えているとの答弁がございました。

最後に、この請願は特定の人から出ていることや財政状況が厳しいということを考慮すると、本日結論は出ない。例えば、今後、瑞穂市商工会の土木設備部会や建築部会等から要望があった場合に改めて検討してはどうかとの話がありました。

この後、討論もなく、審査の結果、引き続き審査していくということで、継続審査とさせていただきます。

その後、産業建設常任委員会は、平成23年8月8日9時30分から巢南庁舎3-2会議室で産

業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長・調整監・課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

補足説明として、執行部からは、岐阜県の動向、8月1日現在の県内で住宅リフォーム助成事業を実施している8市町の実施状況や、従来から聞いていました瑞穂市商工会からの要望が、本日、8月8日付で住宅リフォーム助成制度創設を求める要望として提出され、商工会加入者885社のうち、建築、塗装など住宅関連企業が204社あることから、商工会でもこの制度をPRすることにより、市内の関連企業はもとより、地域の活性化につながるものと期待しており、隣接市町では既に助成制度があり、瑞穂市でも助成制度が創設されることを願っているとのことでした。商工会としても積極的に地域の活性化を推進していきたいことから要望がなされたことの説明がございました。

本市としても、市内の多岐にわたる業種の事業者の振興及び活性化を図り、市民の生活環境の改善を目的として、予算の範囲内で、平成23年11月1日から平成25年3月末までの期間で、20万円以上のリフォーム工事を対象として、工事費の10分の1、助成額の上限を10万円として、市民が市内施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に対して助成を検討しているとの説明がございました。

その後、質疑に入り、施主の立場になってみると、市内業者に限定するのではなく、市外業者で工事しても対象にならないのかとの質疑があり、あくまでも市内の地域経済の活性化が第1の目的であるので、市内業者での工事に限定している。他市町でも同様であるとの答弁がございました。

その後、討論もなく、審査の結果、景気低迷が長期化する中、市内業者の工事受注機会の確保と活性化、市民の経済的負担の軽減、また市民の住環境向上につながると判断し、住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について採決をいたしました結果、全会一致で採択と決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。平成23年9月2日、産業建設常任委員会委員長 広瀬捨男。

議長（星川睦枝君） これより、請願第1号（平成22年）住宅リフォーム助成制度創設を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、請願第1号（平成22年）住宅リフォーム助成制度創設を求める請願は、採択することに決定しました。

日程第7 議案第45号から日程第27 議案第65号までについて（提案説明）

議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第45号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから、日程第27、議案第65号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、提案説明をさせていただきます。

秋の気配が漂い始める9月となりました。日中はまだまだ厳しい暑さが続いております。台風12号の接近が気にかかるところでありますが、まずは議員各位、市民の皆様におかれましては、残暑お見舞いを申し上げますとさせていただきます。

また、先月、中ふれあい広場にて実施をいたしました瑞穂市防災訓練には、早朝より炎天下の中、県議会議員、市議会議員の皆様、中地区の皆様、瑞穂消防署・消防団の皆様、関係機関の皆様、ほか多数の方々の御参加をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日、平成23年第3回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。定例会の開催に当たりまして、市政についての所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さきの東日本大震災より、はや半年がたとうといたしております。被災地では徐々に復興しつつあるものの、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響もあって、いまだに多くの方々が不自由な暮らしを強いられている現状には心を痛めざるを得ません。

未曾有の大惨事であった今回の地震は、いまだに毎日毎日新聞に被災者数が報道され、まだ多くの行方不明者が存在する事実を見ましても、まさしく国難であり、国民が一丸となってこの難局を乗り越えないといけなと改めて意を強くしております。

当市としましても、被災地支援に向けて県市長会と連携し、保健師2名をそれぞれ5日間陸前高田市へ、行政職員1名を1ヵ月間釜石市へ派遣し、復興のお手伝いをさせていただきました。また、先月には瑞穂市社会福祉協議会主催による災害ボランティア隊に市民25名が参加され、岩手県大槌町で活動されてきました。そのメンバーの中には市議会議員3名の皆様も御参りいただき、酷暑の中でボランティア活動を行っていただきました。まことにお疲れさまでしたと、この場をおかりしまして心より厚くお礼を申し上げます。

被災地に赴いた職員からの報告によれば、ある程度のライフラインは復旧したものの、災害規模が大き過ぎて復興の気配がなかなか見えてこず、まだまだ支援の手は必要とのことであり、抜本的な手だてが必要かと思われます。いわゆる大所高所からの視点でのまちづくりの青写真が描かれてこないと復興が進まないというのが現状だろうと思われます。そうした意味からも、まさに国難であることから、国民が英知を絞って取り組む課題かと思われ、議員各位、市民の皆様にあっても、今後の支援について温かい御理解を賜りますようお願い申し上げるものであります。

なお、市民の皆様から寄せられました善意の義援金は、8月末で2,825万7,823円となりました。こちらについても、今月末まで受け付けておりますので、引き続き御協力賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、このような中、経済情勢に目を移しますと、まさにグローバル、世界規模での市場経済の混乱が起きており、大いに気をもむところであります。アメリカ経済やユーロ圏内の財務不安が日本の経済に大きく影響して円高現象に及び、さらにアメリカ国債の格下げに及ぶと円が戦後の最高値を更新する超円高となり、株価も大幅な下落が続くという状況になっております。さらには、日本国債の格下げと連鎖的に動き、まさにトリプル経済不安定要素に日本経済は翻弄されております。

政府は、実質経済成長率を下方修正する中、8月の月例経済報告では景気の基調判断を前月より上方修正に転じましたが、この混乱はかつてのリーマンショック以上に市場経済を不安定にさせている状況で、全く予断を許しません。

一方で、国政に目を移しますと、新首相が選出され、新内閣も近日中に発足しますが、再生可能エネルギー促進法の成立、子ども手当の廃止などに見られるよう、大きな政策変換がなされており、今後しばらくは混乱を来すことも危惧されるところであります。

先月公表された国の中期財政フレームは、「地方財政は11年度水準を下回らないようにする」と明記されており、地方への一定の配慮は見られるものの、2010年度プライマリー balan

スの黒字化は依然として高いハードルであることから、地方を取り巻く環境もますます厳しくなっていくと見ているのが現状であります。

今後、経済情勢や国政がどのように動いていくのか、まさに目が離せないところではありますが、市としては少しでも変化する時勢に弾力的に対応できる体勢・体力を整えながら今後の予算編成等に臨んでまいり所存でございますので、議員各位の御理解、御支援をお願い申し上げます。

次に、当市の現状を申し上げますと、平成22年度の決算が出そろいました。それを総括しますと、事業内容は国の施策により大きく変化した部分はあるものの決算規模は前年度並みであり、実質収支は全会計が黒字であり、財政力指数、公債費比率も一定の水準を維持し、経常収支比率も改善されていることから、目指してきた堅実な財政運営が功を奏していると見ております。

今回上程しました補正予算案も、このような厳しい行財政環境の中にあっても財政の健全性を維持しつつ、私がマニフェストに掲げた事業をいかに着実に推進・実践するかに力点を置いた編成となっておりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、今回お願います議案は、規約の改正に係る案件が1件、条例の制定に係る案件が2件、条例の改正に係る案件が3件、決算の認定に係る案件が8件、補正予算に係る案件が7件と、合計21件であります。

議案の中には、マニフェストに掲げましたまちづくり基本条例の制定についてが盛り込まれております。御承知のとおり、これは私の1期目からのマニフェストに掲げたものでありますが、当初想定していたより時間を要しました。ある意味その分十分な議論と審議を重ね、より条例制定の趣旨に沿ったプロセスを経て、本日ここに上程の運びになったものと感無量の思いでおります。この議案に関しても、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、所見を述べさせていただきましたが、それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第45号でございます。岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約についてであります。岐阜県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を明記し、組合の議員の選任方法を「各郡町村会長」から「岐阜県町村会が推薦する組合を組織する町村の長」に改めるため、組合の規約の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号瑞穂市まちづくり基本条例の制定についてであります。2000年に地方分権一括法が制定され、従来の国からの機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に名称変更される制度改正がなされ、各自治体は自己決定・自己責任をもって行政運営を行う時代となり、いわゆる地域主権、地方分権で自治体独自の施策をつくる必要性から、自立した自治体運営のためのルールをつくることが求められるようになりました。要するに、地方分権とは自

前の自治システムが必要となり、それには地方自治の主役である市民の参加・参画が欠かせないということが基本になってくるわけでございます。そのために、市民、NPO、法人、市民ボランティアなど、広範な公共の担い手の力が必要とされるわけでございます。今、その「新しい公共」という概念が生まれており、その担い手の位置づけや基本的な理念を定めるのがこの条例だと思っております。市民だれもが主体的にまちづくりにかかわる参画と協働による住民自治を理念とし、まちづくりの担い手である市民、市議会及び市長を初めとする市の執行機関がそれぞれの情報を共有し、役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを進めるため、市条例の制定を行うものであります。

議案第47号瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定についてであります。現在運用している防犯カメラや、今後、JR穂積駅前で設置を予定しております防犯カメラは、街頭犯罪の未然防止や市民の安全・安心に対して一定の効果が期待でき、市が目指す安全・安心のまちづくりに少なからず寄与する施策と判断しておりますが、一方では撮影・記録される市民等の画像は個人情報に当たり、防犯カメラの無制御な設置の抑制、記録される個人情報の適正な管理や利用について一定のルールを定める必要があります。したがって、これらのルールを定めるため、市条例の制定を行うものであります。

議案第48号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の公布に伴いまして「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に改められたこと及び民生委員推せん会委員の表記を一部修正するため、市条例の改正を行うものであります。

議案第49号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてであります。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に公布されたことに伴い、市税に関する過料の見直し及び寄附金控除の適用下限額の引き下げ等条文の整備を行うため、市条例の改正を行うものであります。

議案第50号でございます。瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が7月29日に施行され、支給対象となる遺族の範囲が兄弟姉妹まで拡大したため、市条例の改正を行うものであります。

議案第51号平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、歳入総額172億747万6,000円、歳出総額160億7,474万5,000円で、歳入歳出差引額は11億3,273万1,000円、繰越明許費等の翌年度へ繰り越すべき財源3,405万1,000円を差し引いた実質収支額は10億9,868万円となりました。

歳入の主なものは、市税63億9,418万3,000円、地方交付税22億4,668万2,000円、国庫支出金17億6,630万1,000円、繰入金10億1,615万2,000円、繰越金12億2,975万3,000円、市債15億

8,500万円であります。

主要財源である市税は、個人所得の落ち込みにより個人市民税が減収となったため、前年度より1億6,883万4,000円の減額となりました。国庫支出金は、子ども手当負担金が増加したものの、定額給付金、経済対策臨時交付金、公共投資臨時交付金の廃止、安全・安心な学校づくり交付金、まちづくり交付金が減少したことにより、前年度より9億9,927万3,000円の大幅な減額となりました。

一方、地方交付税は、不足財源補てん機能や雇用対策費の再算定により、前年度より2億6,074万9,000円の増額、市債は地方交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債の増加により、前年度より5億7,600万円の増額となりました。

次に、歳出の主なものは、総務費といたしまして26億7,736万9,000円、民生費として54億1,585万6,000円、衛生費といたしまして12億3,974万9,000円、土木費が13億5,621万4,000円、教育費が20億2,375万5,000円、公債費18億1,646万円であります。

その内容は、総務費では、国勢調査の実施や、将来の財政負担を見越しての財政調整基金、下水道事業対策基金等の積み立てを実施して増加したものの、定額給付金事業、超高速ブロードバンド基盤整備事業に充てた生活対策臨時交付金事業や電子計算機地震対策事業等に充てた経済危機対策臨時交付金事業の廃止により、前年度より5億2,000万7,000円の減額となりました。

民生費では、子ども手当の創設や牛牧第2保育所改修、私立保育所「おひさま保育園」の整備補助金、生活保護、障害者福祉、老人福祉等の義務的経費の増加により、前年度より12億29万1,000円という大幅な増額となっております。特に、揺りかごから巣立ちまでの子育て支援の一元化を図るため、保育機能を教育委員会に集約して子どもの健やかな育成のための見守り等の環境を整備したことは、大きな成果だと考えております。

衛生費は、住宅用太陽光発電システム設置補助事業が増加したものの、下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計への繰出金の廃止、西濃環境整備組合の負担金減等により、前年度より2億5,279万5,000円の減額となりました。

土木費は、経済危機対策臨時交付金事業、繰越明許費事業等で規模が膨らんだ平成21年度より6億8,099万7,000円減額となったものの、市民生活に直結する部分での道路改良や河川改良、公園整備、都市再生整備事業等を積極的に進め、安全・安心なまちづくりのインフラ整備に努めたところでございます。

教育費は、経済危機対策臨時交付金事業、公共投資臨時交付金事業の廃止や、穂積中学校校舎改築事業費の減により、平成21年度より5億7,173万3,000円の減額となりましたが、巢南中学校増築、穂積中学校大規模改修、ほづみ幼稚園大規模改修を実施するほか、教育支援センターの開設、生津小学校・西小学校の芝生化事業、また国のきめ細かな臨時交付金事業を有効に

活用した南小学校のプール改修や市民センター改修、巢南公民館トイレ改修、弓道場改修等、学校教育施設及び社会教育施設の整備と環境の充実に努めたところでございます。

公債費は、毎年の償還額が増加する中、後年度の財政負担を軽減させる繰り上げ償還を行ったため、平成21年度より6億1,456万6,000円の大幅な増額となりましたが、財政計画に沿った運営措置でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

平成22年度歳出決算額は、平成21年度と同様、標準財政規模の約1.6倍となりましたが、収支バランスの均衡を図った財政運営により、実質単年度収支の黒字転換、経常収支比率の改善を図ることができたと総括しているところでございます。今後も、行政サービスの質を落とすことなく、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応しつつ健全財政に努めてまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

議案第52号でございます。平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、歳入総額45億5,245万9,000円、歳出総額42億7,981万6,000円で、歳入歳出差引額は2億7,264万3,000円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税12億3,247万9,000円、国庫支出金9億8,380万5,000円、療養給付費交付金1億4,417万5,000円、前期高齢者交付金8億2,245万9,000円、県支出金2億374万3,000円、共同事業交付金3億7,206万3,000円、繰入金4億1,715万2,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費といたしまして27億5,974万6,000円、後期高齢者支援金等5億1,519万6,000円、介護納付金2億236万7,000円、共同事業拠出金4億2,047万3,000円であります。

平成22年度末の被保険者数は1万2,846人となり、前年度より103人ふえています。内訳は、退職被保険者が99人増加いたしております。保険税においては、医療税率分の引き上げにより、調定額で9,681万1,000円の増額となりました。収納率においては、緩やかな経済状況の改善、収納対策プロジェクトチームの成果もあり、現年度、過年度ともに向上させることができました。保険給付費については、依然として増加傾向にありますが、被保険者が増加している中では多少減少傾向があります。これらの結果、基金に1億1,542万6,000円積み立てることができ、基金残高は4億9,622万4,000円とすることができました。今後とも安定した保険事業運営を行うため、保険税の未納者対策として納税相談の機会を充実させ、納税に対する意識改革を促す一方、保険給付費の増嵩については、健診事業を通じて被保険者一人ひとりの健康づくり、病気予防、そして重症化を防ぐというきめ細かな指導に努め、医療給付費の適正化を目指すところであります。

議案第53号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度決算は、歳入総額 3 億3,483万8,000円、歳出総額 3 億2,647万3,000円で、歳入歳出差引額は836万5,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 2 億5,264万6,000円、後期高齢者医療広域連合支出金1,061万1,000円、繰入金5,721万3,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億887万4,000円、保健事業費1,181万1,000円であります。

高齢者医療制度は、国において昨年12月に高齢者のための新たな医療制度についての最終取りまとめが示されたところでございます。当市における被保険者数は3,806人と、前年度より137人の増加となっております。保健事業においては、被保険者の健康保持増進のためのすこやか健診で、1,240人の市民の方々が受診されました。さらに、被保険者の理解を得るため、広域連合と連携した資格管理、賦課、収納、給付事務の迅速化と一層の広報活動の充実を図り、きめ細かな医療制度とするものであります。

議案第54号でございます。平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、歳入総額68万円、歳出総額62万9,000円で、歳入歳出差引額 5 万1,000円を一般会計に清算計上し、この会計を廃止いたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金17万5,000円、国庫支出金38万3,000円であります。

歳出の主なものは、医療諸費12万7,000円、諸支出金として一般会計繰出金50万1,000円であります。

なお、老人保健事業特別会計は平成23年 3 月末で廃止となりましたが、平成23年度以降万が一歳入等が発生する場合は、一般会計で対応することとなります。

議案第55号でございます。平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、歳入総額 2 億7,147万1,000円、歳出総額 2 億6,971万円で、歳入歳出差引額は176万1,000円となりました。

平成22年度の 1 日当たりの給食人員は6,538人で、小・中学校において198日間の給食調理を実施しました。

議案第56号でございます。平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、歳入総額 1 億7,658万6,000円、歳出総額 1 億6,870万4,000円で、歳入歳出差引額は788万2,000円となりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金195万円、使用料及び手数料5,440万8,000円、繰入金 1 億1,010万8,000円であります。

歳出の主なものは、維持管理費等の総務費4,108万2,000円、下水道管布設工事等の下水道費544万8,000円、公債費1億2,217万4,000円であります。

議案第57号であります。平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、歳入総額が2,308万3,000円、歳出総額2,116万5,000円で、歳入歳出差引額は191万8,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料として772万3,000円、繰入金1,287万円であります。

歳出の主なものは、維持管理費等の農林水産業費1,025万5,000円、公債費1,091万円であります。

議案第58号でございます。平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成22年度の決算は、収益的収入及び支出において、収入総額4億6,288万7,000円、支出総額が3億7,862万7,000円となりました。

損益につきましては、純利益7,836万8,000円となり、前年度繰越金と合わせた当年度未処理分利益剰余金は7,884万円であり、その処分案は、減債積立金1,090万円、建設改良積立金6,750万円、翌年度繰越利益剰余金44万円と予定しました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額6,902万2,000円、支出総額3億6,428万7,000円あります。企業債未償還残高は10億8,082万2,000円あります。収入額が支出額に不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

次に、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億6,170万2,000円を追加し、総額169億7,444万円とするものであります。また、繰越明許費において、翌年度に繰り越して使用することができる経費として安心こども基金事業4億1,432万円を設定するほか、地方債の補正において2件の起債額を変更するものであります。

今回の補正予算では、平成22年度決算額が確定したことによりまして、決算剰余金の処分、地方交付税等の確定により捻出された一般財源の活用を主としての補正予算を編成させていただきました。

歳出の主なものは、総務費で、本庁舎改修工事費に1,420万円、駅前防犯カメラ設置工事に500万円、基金積み立てとして下水道事業対策基金に4億円を計上しました。民生費は、福祉医療費に999万6,000円、安心こども基金事業補助金に4億1,432万円を、衛生費では美来の森焼却炉施設解体工事に1億円、土木費では道路改良費に1億1,243万1,000円、公園費に1億9,835万円、駐車場管理費に1,000万円、都市再生整備事業費に2,000万円を計上し、教育費では糸貫川運動公園駐車場整備に250万円、公債費では繰上償還費に4億2,420万円を計上しました。また、人件費につきましては、職員の異動に伴う組みかえ等で、全体で388万円を減額い

たしております。

次に、歳入の主なものは、地方交付税に5億1,084万8,000円、県支出金の安心こども基金県補助金で2億956万8,000円、繰入金は財政調整基金を7,500万円減額、さらに減債基金を2億円減額、公共施設整備基金より1億9,835万円繰り入れ、繰越金に8億4,868万円、市債で都市再生整備事業債に2,000万円、臨時財政対策債に1億6,100万円計上しております。

議案第60号でございます。平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,325万1,000円を追加し、総額45億6,625万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、平成22年度精算額が確定した療養給付費交付金に960万9,000円、繰越金2億2,364万2,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費9,119万3,000円、基金積立金1億4,000万円であります。

今年度の国保運営状況は、保険税は、経済状況等を反映して所得が低下したものの、定年退職による被保険者が増加してきており、予定額は確保できる見込みとなっております。前年度繰越金2億7,264万3,000円を保険給付費、後期高齢者支援金分、前期高齢者納付金等に充てつつ、今後の保険給付費増嵩に充てるため、基金に積み立てていきたいと考えております。保険給付費の状況も、現在のところ対前年度比約3.3%の増であり、前年度以上に伸びる傾向にあると考えております。今後においては、さらに定年退職者の加入増が見込まれ、より一層の健康なまちづくりを国保から推進し、健全な財政運営に努める必要性を感じているところでございます。

議案第61号でございます。平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ836万4,000円を追加し、総額3億4,705万円とするものであります。

平成22年度決算額が確定したことにより、歳入の繰越金、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

議案第62号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176万円を追加し、総額2億8,869万5,000円とするものであります。

補正の内容は、平成22年度決算額が確定したことにより、歳入の繰越金、歳出の給食事業費を補正するものであります。

議案第63号でございます。平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入予算の繰入金を488万2,000円減額し、繰越金を同額増額するもので、予算総額に変更はありません。

補正の内容は、平成22年度決算額が確定したことにより、歳入予算の組みかえを行うものがあります。

議案第64号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入予算の繰入金を91万8,000円減額し、繰越金を同額増額するもので、予算総額に変更はありません。

補正の内容は、平成22年度決算額が確定したことにより、歳入予算の組みかえを行うものがあります。

最後となりました。議案第65号でございます。平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的支出に100万3,000円を増額し、収益的支出の総額を4億2,398万8,000円とするもので、その内容は営業費用を119万7,000円増額し、営業外費用を19万4,000円減額するものであります。

また、資本的支出においては、繰延勘定を287万7,000円増額し、総額3億9,089万4,000円とするものでございます。

以上、21件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。私の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 井上和子君。

代表監査委員（井上和子君） このたび、任期満了に伴い、引き続き監査委員をお受けすることになりました井上でございます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、審査結果につきまして御報告させていただきます。

決算審査の対象は、平成22年度一般会計と六つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況、公営企業としての水道事業会計の合計10部門でございます。

審査の期間は平成23年7月5日から8月24日までの間、決算書に基づき担当部課長から決算審査資料を求めるとともに、例月出納検査や定例監査等の結果とあわせまして、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査をいたしました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書等、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であるものと認められました。

また、予算執行の状況は、全般にわたり適正に執行されていると認めます。

財産及び基金の管理・運用状況は、関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であり、それぞれの保有・設置目的に適合し、効率的に運用されているものと認めます。

それでは、意見書に沿って報告をさせていただきますが、最初にお断り申し上げます。

一般会計の歳入歳出の平成21年度につきましては、本年度と比較するために下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計が含まれておりますので、御承知おきください。

では、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の2ページを開いてください。

決算の概要でございますが、まず歳入総額は225億6,659万6,061円、歳出総額は211億4,124万1,465円、差し引き14億2,535万4,596円の黒字となっております。前年度と比較しますと、一般会計は歳入歳出とも減少し、特別会計は増加しております。

4ページへ行ってください。

一般会計歳入につきましては、歳入合計は172億747万6,244円でございます。収入歩合は、予算現額に対し102.6%、調定額に対し98.1%となっております。

5ページへ進んでください。

市税など、いわゆる自主財源収入は98億2,403万円で、財政基盤の強さを示す自主財源の構成比率は57.0%で、前年度比1.1%の減少でございます。これは繰入金が2.5%減少したことによるもので、市税は0.2%増加しましたが、1億6,883万4,736円減少しております。

また、次のページの地方交付税や市債など依存財源比率は43.0%で、国庫支出金は大きく減少しましたが、市債及び地方交付税が増加したことにより前年度費1.1%の増加となりました。

8ページへ進んでください。

市税についてでございますが、収入総額は63億9,418万円で一般会計歳入総額の37.2%を占め、自主財源の基幹をなしております。市民税のうち法人分で1億642万円増加しましたが、個人分で2億7,847万円減少となりました。個人分の減少は、一昨年度後半からの世界的な景気悪化の影響による所得減少によるものと考えられます。

軽自動車税は215万円増加いたしました。これは、軽四輪等自動車の保有台数の伸びによるものです。

市たばこ税は、たばこ税の大きな値上げがありましたが、前年度より微増ということになりました。

9ページへ進んでください。

収納関係についてでございますが、不納欠損額は3,889万円で、前年度より479万円減少いたしました。収入未済額につきましては2億7,098万円で、前年度より3,280万円減少しましたが、依然として膨大な額でございます。今後におかれましても、さらに納税者の動向を調査すると

ともに、市税等プロジェクトチームを推進し、法的措置も含め収入確保に一層努力を要望いたします。

10ページから13ページでございますが、前年度の収入済額と比較いたしますと、配当割交付金は増加しておりますが、地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金は減少しております。

続いて14ページでございますが、地方交付税についてでございますが、前年度と比較いたしますと2億6,075万円で13.1%増加しております。

続きまして、15ページへ行ってください。

分担金及び負担金でございますが、収入未済額は811万円で、そのうち保育料が751万円、前年度と比較いたしますと94万円減少しております。不納欠損額はすべて保育料で169万円、前年度と比較いたしますと39万円増加しております。今後も早期収納に向け、法に基づく措置の導入等徴収体制を見直し、一層整備していただき、公平・公正という観点からも不納欠損額については最小限にとどめるよう努められたいと思います。

続いて、16ページの使用料及び手数料でございますが、収入未済額が315万円で、前年度より184万円減少しております。これは住宅使用料が181万円減少したことによるものであり、それは職員一丸となって対処された結果であります。収入未済額については、ほとんどが過年度分であることから、その減少に一層努力を願うものであります。

17ページへ進んでください。

国庫支出金についてでございますが、これは国と地方公共団体が共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づき国から交付を受けるもので、17億6,630万円の収入がありますが、前年度と比較いたしますと9億9,927万円減少しております。この主な要因は、定額給付金事業、地方活性化交付金、まちづくり交付金でございます。

続きまして、18ページの県支出金についてでございますが、これは県と地方公共団体が共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づき県から交付を受けるもので、9億2,258万円の収入があり、前年度と比較いたしますと1億4,949万円増加しております。この主な要因は、安心こども基金補助金でございます。

続きまして、19ページの繰入金についてでございますが、10億1,615万円で、前年度と比較いたしますと4億7,928万円減少いたしました。この主な要因は、公共施設整備基金繰入金、減債基金繰入金でございます。

20ページへ進んでください。

諸収入についてでございますが、5億8,362万円で、前年度と比較いたしますと9,591万円増加しております。収入未済額は226万円で年々増加しております。収入未済額の解消に、なお一層努力を願いたいと思います。

22ページへ行ってください。

一般会計歳出につきましては、歳出合計は160億7,474万4,656円でございます。また、歳出予算に対する不用額は5億6,407万9,080円で、執行率は95.8%でございます。

歳出の款別決算額の構成比率は、前年と同じ科目が上位を占め、節別では工事請負費が下がり、扶助費が最上位で、委託料、負担金補助及び交付金の順となっています。

23ページへ進みます。

総務費でございますが、執行率96.9%で、支出済額を前年度に比較いたしますと5億2,000万円、16.3%の減少となりました。この減少の主なものは、定額給付金費の皆減であります。目別支出済額及び主な事業については、前年度対比を交え24ページから26ページに明記をいたしました。ごらんください。

27ページへ進みます。

民生費でございますが、執行率97.4%で、支出済額を前年度に比較いたしますと12億29万円、28.5%の増加となりました。この増加の主なものは、子ども手当費と保育所費によるものです。目別支出済額及び主な事業については、前年度対比を交え27ページから30ページに明記をいたしました。

31ページへ進みます。

衛生費でございますが、執行率92.2%で、支出済額を前年度に比較いたしますと2億5,279万円、16.9%の減少となりました。この減少の主なものは、下水道処理費の皆減と塵芥処理費によるものです。目別支出済額及び主な事業については、前年度対比を交え31ページから33ページに明記をいたしました。

37ページへ進みます。

土木費でございますが、執行率88.9%で、支出済額を前年度に比較いたしますと6億8,100万円、33.4%の減少となりました。この減少の主なものは、道路維持費、道路改良費、都市再生整備事業費によるものです。当市は都市化が進行しており、住民ニーズによる生活環境、公共施設整備への要望がますます多くなると思われます。限られた財源の中で何を優先すべきか、中・長期計画により十分な投資効果が発揮され、不要な投資がされないことを期待します。目別支出済額及び主な事業については、前年度対比を交え38、39ページに明記をいたしました。

40ページへ進んでください。

消防費でございますが、執行率96.2%で、支出済額を前年度に比較いたしますと5,656万円、4.8%の増加となりました。この増加の主なものは水防費であります。目別支出済額及び主な事業については、前年度対比を交え40、41ページに明記をいたしました。

42ページへ進みます。

教育費でございますが、執行率94.3%で、支出済額を前年度に比較いたしますと5億7,173

万円、22.0%の減少となりました。この減少の主なものは、小学校管理費、学校建設費であります。目別支出済額及び主な事業については、前年度対比を交え43ページから45ページに明記をいたしました。

46ページへ進みます。

公債費でございますが、執行率100%で、支出済額を前年度に比較いたしますと6億1,457万円、51.1%の増加となりました。この増加の主なものは、繰上償還金と本年度より一般会計となった下水道（コミュニティ・プラント）事業の償還金であります。

続きまして、特別会計へ移ります。

49ページへ進みます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入45億5,245万9,393円、歳出42億7,981万5,704円、差引残額2億7,264万3,689円でございます。前年度に比較いたしますと、歳入は1億9,091万円の増加で、この主なものは前期高齢者交付金と繰越金であり、歳出は2億8,587万円の増加で、この主なものは保険給付費と基金積立金であります。保険税は改定があり、前年度に比較いたしますと調定額9,681万円、収入済額8,410万円、収入未済額799万円の増加となっています。不納欠損額は6,827万円で、前年度に比較いたしますと463万円増加し、その内訳は、時効完成が1,007件で5,596万円、外国人被保険者で出国による現年課税分が80万円であります。収納率は70.9%で、前年度より0.9%増加しました。市税等の徴収体制の一元化を要望していたところ、本年度、市税等プロジェクトチームが設置され、収入未済額34件中3件の完納を含め32.5%の効果があり、滞納繰り越し分の収納率が前年度より1.6%増加となっています。現年課税分では90.6%で、県内他市と比較すると決して高い収納率とは言えません。市税等プロジェクトチームの強化・充実を図り、収入未済額の早期解消と不納欠損額の縮小に今後とも一層の努力をされたい。近年、保険給付費の年度間の増加額は減少傾向にありますが、保険給付費そのものは増加しており、削減の一環として実施している特定健康診査等事業の受診の増加により、疾病の早期発見と早期治療による予防意識を高め、今後とも保険給付費の抑制に鋭意努力されることを望みます。刻々と変わる保険制度ではありますが、動向を注視しつつ検証を重ねながら、当市の国民健康保険制度において中・長期的に安定した運営を図られるよう検討いただきたい。

51ページへ進みます。

後期高齢者医療事業特別会計についてでございますが、歳入3億3,483万8,134円、歳出3億2,647万2,366円、差引残額836万5,768円でございます。前年度に比較いたしますと、歳入838万円、歳出1,243万円の増加となっています。保険料収入は2億5,265万円で、前年度より791万円増加しており、収納率は99.1%となっています。収入未済額は234万円であり、不納欠損においては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険料は2年で消滅時効となるため、55万円処理が行われました。この制度についても、国において今後の運営が検討されているとこ

ろであります。急速に高齢化が進む中で、安定した医療の提供は必要不可欠であり、医療費抑制が求められます。積極的な予防事業に取り組みられるとともに、不納欠損とならないよう徴収事務に一層努力をしていただきたいと思います。

52ページへ進みます。

老人保健事業特別会計についてでございますが、歳入68万938円、歳出62万9,181円、差引残額5万1,757円でございます。当事業制度は平成19年度で廃止されましたが、医療機関からの請求漏れ、月おくれの請求、医療費の変更等に備え平成22年度までは継続されましたが、会計閉鎖となり、残額は平成23年度一般会計に繰り入れとなりました。

53ページの学校給食事業特別会計についてでございますが、歳入2億7,147万1,617円、歳出2億6,971万192円、差引残額176万1,425円でございます。前年度に比較いたしますと、歳入595万円、歳出557万円の増加となっております。給食実施延べ食数は125万3,486食でありました。給食費の収納率につきましては97.4%で、前年度より1.5%上昇しております。しかしながら、不納欠損額は近年300万円を超えております。今後は、教育委員会全体での取り組みを計画的に実施する等一層の充実強化を図り、収入確保に努められたいと思います。

続きまして、54ページの下水道事業特別会計についてでございますが、歳入1億7,658万6,314円、歳出1億6,870万4,110円、差引残額788万2,204円でございます。前年度に比較いたしますと、歳入は1,175万円の減少で、この主なものは繰入金であります。歳出は1,033万円の減少で、この主なものは管路布設工事費や償還金であります。水洗化率は63.9%で、前年度から52人、1.3%とわずかながら向上しております。水洗化率は下水道経営の重要課題であり、今後ともより一層創意工夫を凝らし、接続利用者、面整備の拡大を図るとともに、施設・設備の充実等にも努めていただきたいと思います。

55ページの農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入2,308万3,421円、歳出2,116万5,256円、差引残額191万8,165円でございます。前年度に比較いたしますと、歳入は102万円の減少で、この主なものは繰入金であり、歳出は60万円の減少で、この主なものは施設修繕料と電気料であります。人口減少傾向にある当処理区については、将来的に使用料の減少と施設の老朽化による修繕経費の増加も必要なので、当事業の方向性を早急に定められ、中・長期的な財政計画に基づき効率的かつ適正な維持管理に努めていただきたいと思います。

57ページへ行きます。

財産に関する調書についてでございますが、財産に関しましては、決算年度中の移動等を関係諸帳簿、証書類及び一般会計・特別会計の決算書等により確認し、あわせて関係職員の説明の聴取等により精査をしました結果、各財産とも適正に保全・管理並びに運用が図られておりました。

58ページの基金の運用状況についてでございますが、基金の運用状況は、設置の目的に沿っ

て効率的に運用され、会計処理及び運用収益についても適正に処理されているものと認めます。今後ともそれぞれ基金目的に即した適切な運用を図り、成果を上げられるよう期待をいたします。

以上が決算状況についての概要でございますが、一般会計の決算収支における実質収支においては、歳入歳出差引残額11億3,273万1,588円の形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源3,405万1,468円を差し引き、実質収支額は10億9,868万120円と黒字決算でありました。この額は歳入の6.4%も占めておりますので、好ましいとは言えません。今後は、常に財政状況を把握し、執行されることを望むものであります。特別会計の決算収支における6特別会計全体を総括した実質収支においては、歳入歳出差引残額2億9,262万3,008円の形式収支額が、翌年度へ繰り越すべき財源がゼロ円でございますので、そのまま実質収支額となっております。各特別会計も、同様にすべて黒字決算でありました。しかしながら、一般会計からの繰入金は減少傾向にあるものの、本年も4億5,556万円あり、特別会計全体の歳入の8.5%を占めています。厳しい財政事情の状況にあり、さらに自助努力による積極的な財源の確保に努められ、健全で安定した財政基盤及び事業運営を図られるようお願いいたします。一般会計及び特別会計ともに、財政状態はおおむね健全性を維持していると認められます。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移りますが、水道事業会計決算書の14ページを開いてください。

消費税を抜いた損益計算書でございます。営業収益4億3,831万9,870円、営業費用3億2,161万4,576円、営業外収益273万296円、営業外費用4,088万8,047円、当期純利益7,836万7,938円という結果になっております。

この決算審査意見書の14ページと15ページを見ていただきますと、21年度との比較があらわしてありますので、ごらんください。

じゃあ戻っていただきまして、決算書の3ページから5ページを開いてください。

主な工事についてでございますが、本年度も昨年度に引き続き配水管拡張・改良工事が進められ、合計で1億4,873万円の建設・改良工事を行いました。

水道事業会計決算審査意見書の方に移ります。今度は意見書に基づいてお話しさせていただきます。意見書の3ページをお開きください。

業務実績比較表でございます。

業務面におきましては、前年度に比較いたしまして、給水人口520人、給水戸数332戸、その他、普及率、有収水量とも増加しておりますが、配水量は減少しています。内容につきまして、この表をごらんください。収益につながる有収水量は伸び、年間配水量と有収水量の差は平成16年度から毎年約15万立米ずつ増加していましたが、本年は減少いたしまして118万立米となり、有収率が2.8%増加しました。

続いて、5ページから9ページでございます。

収益率、構成比率、財務比率など、その数値は良好であり、当事業は健全な経営がなされていると認められます。水道料金の未収金につきましては、収納に対する努力は認められるものの、ここ数年100万円ほどあり、不納欠損額も発生しております。なお一層の徴収率向上に努めていただきたい。現在の経済不況による厳しい財源の現状も踏まえ、今後とも自助努力により独立採算制の経営の原則に立脚した事業運営の推進を図り、企業努力をするとともに、漏水防止対策の推進、老朽化に伴う施設・設備の更新、施設・管路の耐震化など、水道システム全体に対する長期的視野での計画に基づく財政運営をされることを望みます。

最後に、当年度審査の過程において一部に検討、改善を要すると思われる指摘をいたしました。細部の事項については、その都度、関係職員に口頭で要請したところであります。

本年度、収入未済額が7億4,106万円、不納欠損額が1億1,314万円あります。今後も歳入の増加は見込めない状況にあると思われ、自主財源の確保は最も重要と考えます。税においては、プロジェクトチームによる収納体制となりましたが、料においても同様に検討いただき、収納率の向上をお願いしたい。

さらに、先般、8月26日には、本年10月から来年3月までの子ども手当支給に関する特別措置法が国会で成立しました。そこでは、保護者の同意が得られれば給食費・保育料の子ども手当からの天引きが可能とされておりますので、同意を得て10月から天引きができるよう、至急対処されたい。また、不納欠損処分については、諸法に準拠し、法令遵守のもと慎重に対処し、的確に処理していただきたい。

このほか、平成19年度から行うことになりました財政健全化審査及び下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計における経営健全化審査につきまして実施しましたところ、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生せず、実質公債費比率は4.2%となっておりますが、毎年少しずつ上昇しているところでございます。

三つの公営企業会計における経営健全化判断比率につきましては、資金不足比率は発生しませんでした。

決算審査、財政健全化審査等に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は、最終的にはいずれも適正に作成されているものと認めます。ただし、本審査に当たり提出された監査資料等については、訂正による差しかえが多く、内部統制の向上に努められることを望みます。

以上、決算審査の概要と審査意見並びに財政健全化と経営健全化の審査結果につきまして報告させていただきましたが、平成20年のアメリカの金融危機を端に大変厳しい経済情勢であり、平成23年におきましても、東日本大震災や70円台の円高等の影響による厳しい状況が続くのではないかと見込まれます。当瑞穂市におかれましても、今後執行される事業等、真に必要なも

のなのか、いま一度自主財源をもとに中・長期的な視点で見直しされ、優先順位を決め、先送りできるものは先送りする等、健全で良好な行財政運営を強く望みます。

この内容は、小寺監査委員と一致した意見であることを述べまして、私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで監査委員の決算審査意見を終わります。

#### 日程第28 議員派遣について

議長（星川睦枝君） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。内容については、平成23年11月10日に、中濃十市議会議長会の主催による議員研修会が瑞穂市市民センターで開催されるため、議員全員を派遣したくと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時19分

